

福崎町商業振興協同組合発行の商品券 利用停止のお知らせ

当組合が発行する商品券は、令和6年11月30日をもって利用停止となりました。長年に渡りご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。つきましては、下記のとおりお知らせ致しますので期限までに手続きしていただきますようお願い申し上げます。

利用停止日：令和6年11月30日（土）

払戻期間：令和6年12月1日（日）～令和7年2月28日（金）
（但し土日・祝日・年末年始等休日は除く）

11月30日（土）を過ぎますと、当組合発行の商品券はお店でご利用は出来ません。申し訳ありませんが払戻期間内に当組合事務局（福崎町商工会）へ商品券をお持ちいただき、該当の商品券と一緒に当組合事務局に備付けの「払戻請求書」を当組合事務局へ提出してください。払戻期間内で現金と交換致します。なお、商品券と振込口座情報を下記のお問合せ先まで郵送していただきましたら後日振込することも可能です（期間内消印有効）。郵送料、振込手数料とも当組合が負担します。但し、払戻し期間内に払戻しの申出がない場合には、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

【お問合せ先】 福崎町商業振興協同組合（福崎町商工会内）

〒679-2212 神崎郡福崎町福田 116-1 TEL：0790-22-0558 FAX：0790-22-4354

営業時間 午前9時～午後5時（平日のみ）